

小規模事業者持続化補助金

事務員
湯田 えり奈



経費の一部に利用できます！

企業が持続的な経営に取り組む中で様々な目標や改善策を考える機会があります。

例えば、「これを改善できれば、お客様が増えるのに…」 「こんな素晴らしいプランを多くの人に知って欲しいのに…」 など。そんな時に必ず「あと少し予算があったら…」 と考えるのも現実ではないでしょうか。

そこで！！

経費の一部を補助してもらえる制度を利用してみませんか。＜中小企業庁＞日本商工会議所の『小規模事業者持続化補助金』です。

平成27年2月27日(金)～平成27年5月27日(水)がその期間となっております。

小規模事業者である個人・法人が対象となります。
※ 従業員数20人以下（卸売業・小売業・サービス業は5人以下）が『小規模事業者』となります。

対象となる「業種」・「事業」・「経費」

業種

卸売業・小売業

常時使用する従業員の数 → 5人以下

サービス業（宿泊業・娯楽業以外）

常時使用する従業員の数 → 5人以下

サービス業のうち宿泊業・娯楽業

常時使用する従業員の数 → 20人以下

製造業、その他

常時使用する従業員の数 → 20人以下

事業

経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路開拓等のための事業

《対象となる取り組みの例》

(1) 広告宣伝 → 広告費

新たな顧客層の取り込みを狙い、チラシを作成・配布

(2) 集客力を高めるための店舗改装 → 外注費

幅広い年代層の集客を図るための店舗のユニバーサルデザイン化

(3) 展示会・商談会への出展 → 展示会等出展費

新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展

(4) 商品パッケージや包装紙等の変更開発費 → 開発費

新たな市場を狙って商品パッケージのデザインを一新

経費

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、車両購入費（買い物弱者対策の場合のみ）、委託費、外注費

気になる補助額は？

補助率・補助額

・ **補助率** 補助対象経費の2/3以内

・ **補助額** 上限50万円

*事業内容次第では、上限が増える場合もあります。

(1) ①雇用を増加させる取り組み、②従業員の処遇改善を行っている事業者、③買い物弱者対策に取り組む事業者の場合は、補助上限額が100万円となります。

(2) 複数の小規模事業者が連携して取り組む共同事業の場合は、補助上限額が「1事業者あたりの補助上限額」×連携小規模事業者数の金額となります。(上限500万円)

(3) 上記(1)と(2)の併用は可能です。(上限500万円)

申請を経営見直しのきっかけに

今回の補助金申請を機会に収益やコスト構造など経営の見直しやご自身の大切な企業を今後も持続化させていくための見直しなどのきっかけになるのではないのでしょうか。それらを整理することで新たな夢や目標もでてくるかもしれません。

弁護士法人グレイスはそんな企業様を応援しております。申請に必要な経営改革書の作成などお手伝いさせていただきます。限られた期間ではありますが是非、取り組まれては如何でしょうか。

〈参考サイト〉「小規模事業者持続化補助金」特設サイト <http://h26.jizokukahojokin.info/>